

## 利 用 上 の 注 意

- (1) この調査は、総務省統計局が行っている「経済センサス-基礎調査」における事業所を母集団とする抽出調査で、調査事業所は次の抽出替えまで固定する方法をとっている。そのため、抽出替え後における事業所の新設や常用労働者の増加による事業所規模上昇などの母集団事業所の変動をとらえにくく、推計常用労働者数、現金給与額等調査結果に偏りが生じることがある。  
毎年、標本事業所の補充等を行うことにより偏りは多少修正されているが、一旦公表した実数値をさかのぼって修正することは行わない。
- (2) 調査産業計については、調査事業所数が少ないため公表を除外した産業も含めて算定しているため、合計が内訳と必ずしも一致しない。  
また、製造業及びサービス業計については、表章外産業（中分類）を含めて算定しているため、合計が内訳と必ずしも一致しない。
- (3) 各数値は、表章数値未満を四捨五入しているため、合計が内訳と必ずしも一致しない。
- (4) 就業形態別集計の一般労働者は常用労働者からパートタイム労働者を差し引いたものである。
- (5) 説明文中で、特に断わりのないものは、調査産業計についての記載である。
- (6) 前年増減差や前年増減率について、特に断わりのないものは、実数による比較である。
- (7) 統計表中に用いる記号

- 「 0 」 …………… 表章に達しないものを含む  
 「 × 」 …………… 公表しないもの・該当事実がないもの  
 「 ▲ 」 …………… マイナスを示す

- (8) 本文中の産業名のうち製造業の中分類についての略称

略 称	中 分 類
製 造 業 食 料 品 ・ た ば こ 繊 維 木 材 家 具 パ ル プ ・ 紙 印 刷 化 学 プ ラ ス チ ッ ク ゴ ム 窯 業 ・ 土 石 鉄 鋼 非 鉄 金 属 金 属 製 品 は ん 用 機 械 生 産 用 機 械 業 務 用 機 械 電 子 ・ デ バ イ ス 電 気 機 械 器 具 情 報 通 信 機 械 輸 送 用 機 械 そ の 他 製 造 業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業 木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業、石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業

- (9) 表章産業の変更について  
 平成22年1月分調査結果から、平成19年11月に改定された日本標準産業分類に基づく新産業分類の集計結果を公表することとした。  
 この新産業分類は、従前のものに比べ新たな産業の追加や、業種の区分が大幅に変更になった産業があり、過去の調査結果との接続が困難であるため指数の再計算を行っていない。  
 このため、本書においても下記の項目について産業大分類別の指数の掲載を行っていない。
  - ・ 現金給与総額指数
  - ・ きまって支給する給与指数
  - ・ 実質賃金指数（現金給与総額、きまって支給する給与）
  - ・ 総実労働時間指数
  - ・ 所定内労働時間指数
  - ・ 所定外労働時間指数